

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します

総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

支給対象者 ①～④全てに該当する方	①社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付を受けた方で以下のいずれかに該当する方 ・申請月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来している ・申請月が再貸付の最終借入月である ・再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となった ・再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったが支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請ができなかった ②申請月における未成年かつ就学中の者を除く世帯全体の収入が、以下の基準額を超えていない方 ・1人世帯 137,700円 ・2人世帯 194,000円 ・3人世帯 241,800円 ※4人世帯以上はお問合せください。 ③世帯全体の所有する金融資産(預貯金および現金)が以下の金額を超えていない方 ・1人世帯 50.4万円 ・2人世帯 78万円 ・3人以上世帯 100万円 ④その他生計維持要件、求職活動要件等を満たす方
支給金額	・1人世帯 月額6万円 ・2人世帯 月額8万円 ・3人以上世帯 月額10万円
支給期間	最長3か月
申請方法	自立支援金支給申請書に必要な書類を添付して、下記申請先へ郵送で申請してください。 ※申請書は、区HP(右記二次元コード)からダウンロードまたは、台東区社会福祉協議会および保護課生活困窮者支援担当(区役所2階⑨番)、お近くの区民事務所・同分室、地区センターでお受け取りください。
申請期間(消印有効)	7月7日(水)～8月31日(火)
申請先	〒110-8615 台東区役所福祉課新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当
問合せ	台東区生活困窮者自立支援金コールセンター TEL 0120-300-131(土・日曜日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分) ※水曜窓口時間延長の場合は午後7時まで



事業主の皆さんへ「中小企業振興センター」をご利用ください

中小企業振興センターでは、さまざまな事業をご用意し、総合的な支援を行っています。ご利用後も専門コーディネーターやビジネスアドバイザーがアフターフォローします。

相談内容	相談窓口	相談内容	相談窓口
・初めて融資を受けたい ・低利な融資制度はないか ・返済が厳しい	●融資制度 金融機関出身の融資相談員が相談に応じます。 相談時間 午前10時～午後4時 (土・日曜日・祝日を除く) 問合せ TEL (5829) 4128	・どこに相談すればいいかわからない ・出向かずに相談したい ・匿名で相談したい	●緊急経営相談ダイヤル 中小企業診断士が直接電話相談に応じます。 相談時間 火曜日 午前10時～午後3時 木曜日 午後3時～7時 (祝日を除く) 問合せ TEL (5829) 8078
・事業を始めたい ・オンラインショップを開きたい ・事業の承継や廃業を考えている	●商工相談(予約制) 専門分野ごとに中小企業診断士が相談に応じます。 相談時間 午前10時～午後4時 (土・日曜日・祝日を除く) 問合せ TEL (5829) 4125	・助成金を利用したい ・どんな助成金があるのか	●各種助成金制度 さまざまなニーズに対応した助成金をご用意しています。 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日・祝日を除く) 問合せ TEL (5829) 4124
・国や都などの支援策が知りたい ・申請のサポートしてほしい	●特別相談窓口 予約なしのご相談が可能です(混雑状況によってはお待たせする場合があります)。 相談時間 午前10時～午後4時 (土・日曜日・祝日を除く) 問合せ TEL (5829) 4125	・従業員を定着させたい ・企業の魅力をアップしたい ・経費をおさえて福利厚生を図りたい	●各種福利厚生制度 安価でお得な福利厚生サービスをご用意しています。 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日曜日・祝日を除く) 問合せ TEL (5829) 4123

「令和3年(第44回)隅田川花火大会」は開催中止します

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、10月23日(土)に開催を予定していた令和3年隅田川花火大会は中止となりました。延期開催もございません。

開催を楽しみにされていた皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

▷問合せ 隅田川花火大会実行委員会事務局
TEL (5246) 1111

区民事務所および文化施設でキャッシュレス決済が利用できます

問合せ 情報政策課 TEL (5246) 9022

対象サービスおよび利用できる施設

- 住民票の写しや戸籍証明などの交付手数料
西部区民事務所、南部区民事務所、北部区民事務所、西部区民事務所谷中分室、北部区民事務所清川分室
- 入館料や各グッズなどの販売代金
朝倉彫塑館、下町風俗資料館、一葉記念館、旧東京音楽学校奏楽堂、書道博物館

注意事項

- ・窓口での税や保険料、集会室などの利用料金のお支払いなど一部利用できない手続きがあります。
- ・窓口での電子マネーのチャージ(入金)はできません。残高不足の場合には、別の手段でのお支払いをお願いします(現金との併用はできません)。

キャッシュレス決済ポイント還元事業の取扱店を募集します

キャッシュレス決済の利用促進および区内経済の活性化を目的として、区内の対象店舗で買い物をした方に、支払額の最大20パーセントをポイント還元する事業を実施します。実施にあたり取扱店を募集します。

※詳しくは決済事業者が決定次第、お知らせします。

▷問合せ 産業振興課 TEL (5246) 1142

利用できる決済サービス

クレジットカード決済



電子マネー決済



※区有施設では、チャージ(入金)できません。

コード決済



※今後対応予定のものを含みます。